

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令案要綱

第一 中小企業者の範囲

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律の適用対象となる中小企業者の範囲を定めること。
(第一条関係)

第二 中小企業信用保険法の特例に関する事項

中小企業信用保険法の特例に係る保険料率を定めること。
(第二条関係)

第三 農業改良資金助成法の特例に関する事項

農業改良資金助成法の特例に関する償還期間及び据置期間を定めること。
(第三条関係)

第四 林業・木材産業改善資金助成法の特例に関する事項

林業・木材産業改善資金助成法の特例に関する償還期間及び据置期間を定めること。
(第四条関係)

第五 沿岸漁業改善資金助成法の特例に関する事項

- 一 沿岸漁業改善資金助成法の特例に関する資金及び種類の資金を定めること。
- 二 沿岸漁業改善資金助成法の特例に関する資金の種類、償還期間及び据置期間を定めること。

(第五条関係)

第六 附則

- 一 この政令の施行期日について規定すること。
- 二 中小企業政策審議会令の一部を改正すること。

(附則第一条関係)

(附則第二条関係)

政令第 号

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令

内閣は、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第二条第一項第五号及び第八号、第八条第四項、第十一条第二項及び第三項、第十二条第二項及び第三項並びに第十三条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

（中小企業者の範囲）

第一条 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第五号に規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び従業員の数、次の表のとおりとする。

	業	種	資本金の額又は出資の総額	従業員の数
一	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）		三億円	九百人
二	ソフトウェア業又は情報処理サービス業		三億円	三百人

<p>三 旅館業</p>	<p>五千万円</p>	<p>二百人</p>
------------------	-------------	------------

2 法第二条第一項第八号の政令で定める組合及び連合会は、次のとおりとする。

- 一 事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会
- 二 農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人
- 三 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- 四 森林組合及び森林組合連合会
- 五 商工組合及び商工組合連合会
- 六 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
- 七 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会
- 八 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が五千万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの

九 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の三分の二以上が五千万円（酒類卸売業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（酒類卸売業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの

（農商工等連携事業関連保証に係る保険料率）

第二条 法第八条第四項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間（中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）第二条第一項に規定する借入れの期間をいう。）一年につき、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険にあつては〇・四パーセント（手形割引特殊保証（同令第二条第一項に規定する手形割引特殊保証をいう。以下同じ。）及び当座貸越し特殊保証（同令第二条第一項に規定する当座貸越し特殊保証をいう。以下同じ。）の場合、〇・三五パーセント）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険にあつては〇・二九パーセント（手形割

引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・二五パーセント）、同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険にあつては〇・一九パーセント（手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・一五パーセント）、同法第三条の四第一項に規定する流動資産担保保険にあつては〇・二九パーセントとする。

（農業改良資金の特例の償還期間及び据置期間）

第三条 法第十一条第二項の政令で定める期間は、十二年以内とする。

2 法第十一条第三項の政令で定める期間は、五年以内とする。

（林業・木材産業改善資金の特例の償還期間及び据置期間）

第四条 法第十二条第二項の政令で定める期間は、十二年以内とする。

2 法第十二条第三項の政令で定める期間は、五年以内とする。

3 法第十二条第二項に規定する資金に係る都道府県貸付金（林業・木材産業改善資金助成法施行令（昭和五十一年政令第三百三十一号）第七条第一項に規定する都道府県貸付金をいう。）についての同令第七条第一項第一号の規定の適用については、同号中「四年」とあるのは、「六年」とする。

(沿岸漁業改善資金助成法の特例)

第五条 法第十三条第一項の政令で定める資金は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の沿岸漁業改善資金助成法(昭和五十四年法律第二十五号)第二条第二項の経営等改善資金のうち政令で定める種類の資金は、同表の上欄に掲げる資金ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

資 金	経営等改善資金の種類
<p>一 操船作業を省力化するための機器の設置その他の操船作業を省力化するための法第四条第二項第二号八の農林水産省令で定める措置に必要な資金</p>	<p>沿岸漁業改善資金助成法施行令(昭和五十四年政令第百二十四号。以下「令」という。)第二条の表第一号に掲げる資金</p>
<p>二 漁ろう作業を省力化するための機器の設置その他の漁ろう作業を省力化するための法第四条第二項第二号八の農林水産省令で定める措置に必要な資金</p>	<p>令第二条の表第二号に掲げる資金</p>

<p>三 前二号に規定する機器を駆動し、又は作動させるための補機関である機器の設置その他の前二号に規定する措置と相まって操船作業又は漁ろう作業の省力化に資するための法第四条第二項第二号八の農林水産省令で定める措置に必要な資金</p>	<p>令第二条の表第三号に掲げる資金</p>
<p>四 漁船に設置される通常の型式の機器又は通常的方式による機器と比較して漁船における燃料油の消費が節減される機器の設置その他の漁船における燃料油の消費を節減するための法第四条第二項第二号八の農林水産省令で定める措置に必要な資金</p>	<p>令第二条の表第四号に掲げる資金</p>
<p>五 沿岸漁業改善資金助成法第三条第一項の沿岸漁業従事者等（以下「沿岸漁業従事者等」という。）が農林水産大臣が定める基準に基づき農林水産大臣が定める種類に属する水産動植物の養殖の技術（以下「養殖技術」という。）又は農林水産大臣が定める養殖技術を導入する場合において、当該養殖技術の導入を支援するために行われる沿岸漁</p>	<p>令第二条の表第五号に掲げる資金</p>

<p>業経営に必要な機器の設置その他の沿岸漁業経営に必要な法第四条第 二項第二号八の農林水産省令で定める措置に必要な資金</p>	
<p>六 沿岸漁業従事者等が水産資源の管理に関する取決めを締結して農林 水産大臣が定める基準に基づき水産資源を合理的かつ総合的に利用す る漁業生産方式の導入（当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の 合理的な加工方式の導入を含む。以下この号において同じ。）を行う 場合において、当該漁業生産方式の導入を支援するために行われる沿 岸漁業経営に必要な機器の設置その他の沿岸漁業経営に必要な法第四 条第二項第二号八の農林水産省令で定める措置に必要な資金</p>	<p>令第二条の表第六号に掲げ る資金</p>
<p>七 沿岸漁業従事者等が漁場の保全に関する取決めを締結して農林水産 大臣が定める基準に基づき養殖業の生産行程を総合的に改善する漁業 生産方式の導入を行う場合において、当該漁業生産方式の導入を支援 するために行われる沿岸漁業経営に必要な機器の設置その他の沿岸漁</p>	<p>令第二条の表第七号に掲げ る資金</p>

業経営に必要な法第四条第二項第二号八の農林水産省令で定める措置
に必要な資金

2 法第十二条第二項の政令で定める種類の資金は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、当該資金に係る同項の政令で定める期間及び同条第三項の政令で定める期間は、当該資金の種類に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

資 金 の 種 類	償還期間	据置期間
一 令第二条の表第一号から第四号までに掲げる資金	九年以内	三年以内
二 令第二条の表第五号に掲げる資金	五年以内	三年以内
三 令第二条の表第六号及び第七号に掲げる資金	十二年以内	五年以内

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(平成二十年七月二十一日)から施行する。

(中小企業政策審議会令の一部改正)

第二条 中小企業政策審議会令（平成十二年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表中小企業経営支援分科会の項第二号中「及び中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）第三条第三項」を「、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）第三条第三項及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第三条第三項」に改める。

理由

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律の施行に伴い、中小企業者の範囲、農商工等連携事業関連保証に係る保険料率、農業改良資金の特例の償還期間等を定める必要があるからである。

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令 新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

中小企業政策審議会令(平成十二年政令第二百九十五号)(附則第二条関係)

改正案

現行

(分科会)
 第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(分科会)
 第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
中小企業 経営支援 分科会	一 中小企業の経営の革新及び創業の促進並びにその経営基盤の強化に関する重要事項を調査審議すること。 二 中小企業支援法(昭和三十八年法律第四百四十七号)、下請中小企業振興法(昭和四十五年法律第四百十五号)第十三条第二項、中小小売商業振興法(昭和四十八年法律第一百一号)第三条第三項、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)第三条第三項、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成五年法律第五十一号)第三条第三項、中小企業の新た

名称	所掌事務
中小企業 経営支援 分科会	一 中小企業の経営の革新及び創業の促進並びにその経営基盤の強化に関する重要事項を調査審議すること。 二 中小企業支援法(昭和三十八年法律第四百四十七号)、下請中小企業振興法(昭和四十五年法律第四百十五号)第十三条第二項、中小小売商業振興法(昭和四十八年法律第一百一号)第三条第三項、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)第三条第三項、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成五年法律第五十一号)第三条第三項、中小企業の新た

(略)	
(略)	<p>な事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第三条第三項、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成十八年法律第三十三号）、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）第三条第三項及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第三条第三項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>

2
6

(略)

(略)	
(略)	<p>な事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第三条第三項、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成十八年法律第三十三号）及び中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）第三条第三項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>

2
6

(略)

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令案 参照条文

(参照法令一覧)

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十年法律第三十八号)	(抄)	1
中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)	(抄)	3
中小企業信用保険法施行令(昭和二十五年政令第三百五十号)	(抄)	6
農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第二百二号)	(抄)	7
農業改良資金助成法施行令(昭和三十一年政令第三百一十一号)	(抄)	7
林業・木材産業改善資金助成法(昭和五十一年法律第四十二号)	(抄)	8
林業・木材産業改善資金助成法施行令(昭和五十一年政令第三百三十一号)	(抄)	8
沿岸漁業改善資金助成法(昭和五十四年法律第二十五号)	(抄)	9
沿岸漁業改善資金助成法施行令(昭和五十四年政令第二百二十四号)	(抄)	10
中小企業政策審議会令(平成十二年政令第二百九十五号)	(抄)	12

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）（抄）
（定義）

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 四（略）

五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

六・七（略）

八 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

2・3（略）

（基本方針）

第三条（略）

2（略）

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、食料・農業・農村政策審議会、林政審議会、水産政策審議会及び中小企業政策審議会の意見を聴かなければならない。

4（略）

（中小企業信用保険法の特例）

第八条（略）

2・3（略）

4 普通保険、無担保保険、特別小口保険又は流動資産担保保険の保険関係であつて、農商工等連携事業関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

（農業改良資金助成法の特例）

第十一条 (略)

2 農業改良資金助成法第二条(前項の規定により適用される場合を含む。)の農業改良資金(同法第五条第一項の特定地域資金を除く。)であつて、認定農工商等連携事業者が認定農工商等連携事業を実施するのに必要なものの償還期間(据置期間を含む。以下同じ。)は、同項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

3 前項に規定する資金の据置期間は、農業改良資金助成法第五条第二項の規定にかかわらず、五年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

(林業・木材産業改善資金助成法の特例)

第十二条 (略)

2 林業・木材産業改善資金助成法第二条第一項(前項の規定により適用される場合を含む。)の林業・木材産業改善資金であつて、認定農工商等連携事業者が認定農工商等連携事業を実施するのに必要なものの償還期間は、同法第五条第一項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

3 前項に規定する資金の据置期間は、林業・木材産業改善資金助成法第五条第二項の規定にかかわらず、五年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

(沿岸漁業改善資金助成法の特例)

第十三条 認定農工商等連携事業に第四条第二項第二号八に掲げる措置が含まれる場合において、当該認定農工商等連携事業を実施する認定中小企業者又は認定中小企業者が団体である場合におけるその構成員が当該措置を行うときは、当該措置を行うのに必要な資金で政令で定めるものを、それぞれ沿岸漁業改善資金助成法第二条第二項の経営等改善資金のうち政令で定める種類の資金とみなして、同法の規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項中「沿岸漁業の従事者、その組織する団体その他政令で定める者(以下「沿岸漁業従事者等」という。)」とあるのは「沿岸漁業の従事者、その組織する団体その他政令で定める者(以下「沿岸漁業従事者等」という。)」が実施する沿岸漁業の経営の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入(当該漁業技術又は当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。)を支援するため中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十一条第一項の認定中小企業者(以下「認定中小企業者」という。))又は認定中小企業者が団体である場合におけるその直接若しくは間接の構成員(

以下「構成員」という。)が同法第四条第二項第二号八に掲げる措置を行う場合における当該認定中小企業者」と、「経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金」とあるのは「経営等改善資金」と、同法第四条中「一沿岸漁業従事者等」とあるのは「一認定中小企業者」と、「経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれ」とあるのは「経営等改善資金」と、同法第八条第一項中「その申請者(その者が団体である場合には、その団体又はその団体を構成する者。以下同じ。)」とあるのは「認定中小企業者である申請者(その者が団体である場合には、その団体又はその構成員)」と、「その経営」とあるのは「その申請者と共同で中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第八条第一項の認定農工商等連携事業を実施する沿岸漁業従事者等(その者が団体である場合には、その団体又はその団体を構成する者)の経営」とする。

2 沿岸漁業改善資金助成法第二条第二項(前項の規定により適用される場合を含む。)の経営等改善資金のうち政令で定める種類の資金であつて、認定農工商等連携事業者が認定農工商等連携事業を実施するのに必要なものの償還期間は、同法第五条第二項の規定にかかわらず、その種類ごとに、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

3 前項に規定する資金の据置期間は、沿岸漁業改善資金助成法第五条第三項の規定にかかわらず、その種類ごとに、五年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

附 則

(中小企業基本法の一部改正)

第四条 中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第三項中「及び中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成十九年法律第三十九号)」を、「、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成十九年法律第三十九号)及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十年法律第三十八号)」に改める。

中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)(抄)

(普通保険)

第三条 中小企業金融公庫(以下「公庫」という。)は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該

信用保証協会が中小企業者の銀行、信用金庫、信用協同組合その他の政令で定める金融機関（第三条の十第一項を除き、以下単に「金融機関」という。）からの借入れ（手形の割引を受けることを含む。以下同じ。）による債務の保証（保証契約で定める期間内に生ずる債務について、当該中小企業者が履行しない場合に、利息及び費用その他の損害の賠償として履行する額を除いた額が保証契約で定める額（以下「限度額」という。）に達するまで、その履行をする責めに任ずる保証（以下「特殊保証」という。）を含む。）をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が二億円（その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会又は酒類業組合であるときは、四億円）を超えることができない保険（以下「普通保険」という。）について、借入金の額のうち保証をした額（手形の割引の場合は手形金額のうち保証をした額、特殊保証の場合は限度額。第三項、次条第一項及び第三項並びに第三条の四第一項及び第二項において同じ。）の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2）5 （略）

（無担保保険）

第三条の二 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の金融機関からの借入れによる債務の保証（特殊保証を含む。）であつてその保証について担保（保証人の保証を除く。）を提供させないものをする事により、中小企業者一人についての保険価額の合計額が八千万円を超えることができない保険（以下「無担保保険」という。）について、借入金の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2）4 （略）

（特別小口保険）

第三条の三 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が小規模企業者であつて経済産業省令で定める要件を備えているもの（その者に係る債務の保証について普通保険、無担保保険、次条第一項に規定する流動資産担保保険、第三条の五第一項に規定する公害防止保険、第三条の六第一項に規定するエネルギー対策保険、第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険、第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険、第三条の九第一項に規定する事業再生保険又は第三条の十第一項に規定する特定社債保険の保険関係が成立している者を除

く。)の金融機関からの借入れによる債務の保証(特殊保証を含む。)であつてその保証について担保(保証人の保証を含む。)を提供させないものをする事により、小規模企業者一人についての保険価額の合計額が千二百五十万円を超えることができない保険(以下「特別小口保険」という。)について、保証をした借入金の額(手形の割引の場合)は手形金額、特殊保証の場合は限度額。次項において同じ。)の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2) 4 (略)

(流動資産担保保険)

第三条の四 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の金融機関からの借入れによる債務の保証(特殊保証を含む。)であつてその保証について当該中小企業者の流動資産(取引の相手方である事業者に対する売掛金債権及び棚卸資産に限る。以下同じ。)のみ(当該中小企業者が法人である場合にあつては、流動資産(必要に応じその法人の代表者である保証人の保証を含む。))のみ)を担保として提供させるものをする事により、中小企業者一人についての保険価額の合計額が二億円を超えることができない保険(以下「流動資産担保保険」という。)について、借入金の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2) 3 (略)

(新事業開拓保険)

第三条の八 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の新商品又は新技術の研究開発又は企業化に要する費用、需要の開拓に要する費用その他の新たな事業の開拓に要する費用で経済産業省令で定めるものに充てるために必要な資金(第三条の五第一項に規定する公害防止に要する費用若しくは第三条の六第一項に規定するエネルギーの使用の合理化に資する施設若しくは石油代替エネルギーを使用する施設の設置の費用に充てるために必要な資金又は前条第一項に規定する海外直接投資の事業に要する資金に該当するものを除く。)に係る金融機関からの借入れによる債務の保証をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が二億円(その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合若しくは商工組合連合会又は特別の法律により設立された組合若しくはその連合会で政令で定めるものであるときは、四億円。次項において同じ。)を超えることができない保険(以下「新事業開拓保険」という。)について、借入金の額のうち保証をした額の総額が一定

の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2・3 (略)

(保険料)

第四条 保険料の額は、保険金額に年百分の三以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

中小企業信用保険法施行令(昭和二十五年政令第三百五十号)(抄)

(保険料率)

第二条 法第四条の政令で定める率(以下「保険料率」という。)は、保証をした借入れの期間(手形の割引の場合は手形の割引を受けた時から当該手形の満期までの期間、法第三条第一項に規定する特殊保証(以下「特殊保証」という。)(の場合は当該保証契約で定める期間と当該保証契約で定める期間の開始の日から保証をした債務のうちその弁済期(手形の割引の場合は、手形の満期。以下同じ。)(の到来する日が最も遅いものの弁済期が到来する日までの期間)といずれか長い期間。以下同じ。)(又は社債に係る債務を保証した期間一年につき、法第三条第一項に規定する普通保険(以下「普通保険」という。)(、法第三条の二第一項に規定する無担保保険(以下「無担保保険」という。)(及び法第三条の十第一項に規定する特定社債保険(以下「特定社債保険」という。)(にあつては〇・一パーセントから一・六四パーセントまで(手形の割引を受けることによる債務のみについての特殊保証(以下「手形割引特殊保証」という。)(及び当座貸越しを受けることによる債務のみについての特殊保証(以下「当座貸越し特殊保証」という。)(の場合は、〇・〇八パーセントから一・四パーセントまで)の範囲内において、保険関係ごとに、当該保険関係に係る中小企業者の財務内容その他の経営の状況を勘案して経済産業省令で定めるところにより算出される保険事故の発生率に依じて経済産業省令で定める保険料率(保険事故の発生率を算出することができない場合として経済産業省令で定める場合は、〇・八七パーセント(手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・七四パーセント)(、法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(以下「特別小口保険」という。)(にあつては〇・四パーセント(手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・三四パーセント)(、法第三条の四第一項に規定する流動資産担保保険にあつては〇・四六パーセント、法第三条の五第一項に規定する公害防止保険、法第三条の六第一項に規定するエネルギー

「対策保険、法第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険及び法第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険（以下「新事業開拓保険」という。）にあつては〇・八七パーセント、法第三条の九第一項に規定する事業再生保険にあつては一・五九パーセントとする。

2）6（略）

農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第百二号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「農業改良資金」とは、農業改良措置（農業経営の改善を目的として新たな農業部門の経営若しくは農畜産物の加工の事業の経営を開始し、又は農畜産物若しくはその加工品の新たな生産若しくは販売の方式を導入することをいう。以下同じ。）を実施するのに必要な次に掲げる資金をいう。

- 一 施設の改良、造成又は取得に必要な資金
- 二 永年性植物の植栽又は育成に必要な資金
- 三 家畜の購入又は育成に必要な資金

四 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い必要な資金で農林水産大臣が指定するもの

（貸付金の利率、償還期間等）

第五条 貸付金は、無利子とし、その償還期間（据置期間を含む。）は、十年（地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として農林水産大臣が指定するものにおいて農業改良措置を実施するのに必要な資金（次項において「特定地域資金」という。）にあつては、十二年）を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

2 貸付金の据置期間は、三年（特定地域資金にあつては、五年）を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

農業改良資金助成法施行令（昭和三十一年政令第百三十一号）（抄）

（農業改良資金の償還期間及び据置期間）

- 第二条 法第五条第一項の政令で定める期間は、十年以内（特定地域資金にあつては、十二年以内）とする。
- 2 法第五条第二項の政令で定める期間は、三年以内（特定地域資金にあつては、五年以内）とする。

林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「林業・木材産業改善資金」とは、林業・木材産業改善措置（林業経営若しくは木材産業経営の改善又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を目的として新たな林業部門若しくは木材産業部門の経営を開始し、林産物の新たな生産若しくは販売の方式を導入し、又は林業労働に係る安全衛生施設若しくは林業労働に従事する者の福利厚生施設を導入することをいう。以下同じ。）を実施するのに必要な次に掲げる資金をいう。

- 一 施設の改良、造成又は取得に必要な資金
- 二 造林に必要な資金
- 三 立木の取得に必要な資金
- 四 経営規模の拡大、生産方式の合理化その他の林業経営又は木材産業経営の改善に伴い必要な資金で農林水産大臣が指定するもの

2 （略）

第五条 貸付金は、無利子とし、その償還期間（据置期間を含む。）は、十年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

2 貸付金の据置期間は、三年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

林業・木材産業改善資金助成法施行令（昭和五十一年政令第三百三十一号）（抄）

（林業・木材産業改善資金の償還期間及び据置期間）

- 第四条 法第五条第一項（法第十二条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、十年以内とする。
- 2 法第五条第二項（法第十二条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、三年以内とする。

沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「沿岸漁業」とは、次に掲げる漁業をいう。

- 一 政令で定める小型の漁船を使用して、又は漁船を使用しないで行う水産動植物の採捕の事業
- 二 漁具を定置して行う水産動物の採捕の事業（前号に該当するものを除く。）
- 三 水産動植物の養殖の事業

2 この法律において「経営等改善資金」とは、沿岸漁業の経営又は操業状態の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入（当該漁業技術又は当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。以下同じ。）又は漁ろうの安全の確保若しくは漁具の損壊の防止のための施設の導入に必要な資金で政令で定めるものをいう。

3・4 （略）

（政府の助成）

第三条 政府は、都道府県がこの法律の定めるところにより沿岸漁業の従事者、その組織する団体その他政令で定める者（以下「沿岸漁業従事者等」という。）に対する経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金の貸付けの事業を行うときは、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該事業に必要な資金の一部に充てるため、補助金を交付することができる。ただし、当該事業に係る資金の額が当該事業を行うのに必要かつ適当と認められる一定額に達した都道府県については、この限りでない。

2 （略）

（貸付金の限度）

第四条 前条第一項の貸付けに係る資金（以下「貸付金」という。）の一沿岸漁業従事者等ごとの限度額は、経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類ごとに、農林水産省令で定める。

（貸付金の利率等）

第五条 貸付金は、無利子とする。

2 貸付金の償還期間（据置期間を含む。）は、経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類ごとに、十年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

3 貸付金の据置期間は、必要と認められる種類の貸付金につき三年を超えない範囲内で、その種類ごとに、政令で定める期間とする。

（貸付けを行う場合）

第八条 経営等改善資金の貸付けは、その申請者（その者が団体である場合には、その団体又はその団体を構成する者。以下同じ。）が申請に係る経営等改善資金をもつて近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入又は漁ろの安全の確保若しくは漁具の損壊の防止のための施設の導入を行うことによりその経営又は操業状態を改善する見込みがあり、かつ、申請に係る水域においては当該近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入又は当該施設の導入が必要であると認められる場合に限り、行うものとする。

2 生活改善資金の貸付けは、その申請者が申請に係る生活改善資金をもつて合理的な生活方式を導入することによりその生活を改善する見込みがあり、かつ、申請に係る地域においては当該生活方式を導入することが必要であると認められる場合に限り、行うものとする。

3 青年漁業者等養成確保資金の貸付けは、その申請者又はその申請者の漁業経営に係る漁業労働に従事する者が申請に係る青年漁業者等養成確保資金をもつて近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の実地の習得その他近代的な沿岸漁業の経営の基礎を形成することにより近代的な沿岸漁業の経営を担当し、又は近代的な沿岸漁業の経営に係る漁業技術に従事するのにふさわしい者として養成確保される見込みがある場合に限り、行うものとする。

沿岸漁業改善資金助成法施行令（昭和五十四年政令第二百二十四号）（抄）

（経営等改善資金の種類、償還期間及び据置期間）

第二条 法第二条第二項の政令で定める資金は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、当該資金に係る法第五条第二項の政令で定める期間及び同条第三項の政令で定める期間は、当該資金の種類に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

経営等改善資金の種類		償還期間	据置期間
一 自動操だ装置その他の操船作業を省力化するための機器、設備又は装置（以下「機器等」という。）の設置に必要な資金		七年以内	一年以内

二 動力式つり機その他の漁ろう作業を省力化するための機器等の設置に必要な資金	七年以内	一年以内
三 前二号に規定する機器等を駆動し、又は作動させるための補機関その他の機器等の設置に必要な資金	七年以内	一年以内
四 推進機関その他の漁船に設置される機器等であつて、通常の型式のもの又は通常の方式によるものと比較して燃料油の消費が節減されるものの設置に必要な資金	七年以内	一年以内
五 農林水産大臣が定める基準に基づき、農林水産大臣が定める種類に属する水産動植物の養殖の技術（以下「養殖技術」という。）又は農林水産大臣が定める養殖技術を導入する場合において、当該養殖技術により水産動植物の養殖を行うのに必要な資金	四年以内	二年以内
六 農林水産大臣が定める基準に基づき、水産資源の管理に関する取決めに締結して水産資源を合理的かつ総合的に利用する漁業生産方式の導入（当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。）を行うために必要な機器等の購入又は設置に必要な資金	十年以内	三年以内
七 農林水産大臣が定める基準に基づき、漁場の保全に関する取決めに締結して養殖業の生産行程を総合的に改善する漁業生産方式の導入を行うために必要な機器等（資材を含む。）の購入又は設置に必要な資金	十年以内	三年以内
八 漁船に設置される転落防止用すりすりその他の漁船の乗組員の生命又は身体の安全を確保するための機器等の設置に必要な資金	五年以内	一年以内
九 漁船に備え付けられる救命胴衣その他の救命設備又は消火器その他の消防設備の購入に必要な資金	五年以内	
十 漁獲物の横移動防止装置その他の漁船の転覆又は沈没を防止するための機器等の設置に必要な資金	五年以内	一年以内
十一 レーダー反射器その他の漁船の衝突を防止するための機器等の購入又は設置	五年以内	

に必要な資金		
十二 漁具の標識その他の敷設された漁具の船舶による損壊を防止するための機器等の購入に必要な資金	五年以内	
十三 前各号に掲げるもののほか、都道府県が、当該都道府県の沿岸漁業の特殊性からみて当該都道府県の沿岸漁業の経営又は操業状態の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる近代的な漁業技術の導入に必要なものとして農林水産大臣と協議して指定する資金	五年以内	一年以内

中小企業政策審議会令（平成十二年政令第二百九十五号）（抄）
（分科会）

第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
中小企業経 営支援分科 会	一 （略） 二 中小企業支援法（昭和三十八年法律第四百七十七号）、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第四百四十五号）第十三条第二項、中小売商業振興法（昭和四十八年法律第一百一号）第三条第三項、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第三条第三項、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）第三条第三項、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第三条第三項、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成十八年法律第三十三号）及び中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）第三条第三項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

(略)

(略)